

105 明治12年9月22日 菊池長閑宛

第十一号 明十二  
九月廿二日 (長閑注記)

第七号 (七月廿二日附八月十三日横浜出) 九月八日避暑地にて  
請取祭文等并政國よりの一通共面白拝見セリ那珂先生の魂祭を行れたる事至極当然なり名高人の死たる時友人共打寄て其病死を歎き其存生中の美事を数並て誉るハ當國并ヨーロッパ辺の風なり那珂先生如き人に死後の栄を与るハ可然事ならん當國にて友達共のする事ハ魂祭ならて歎きの為に打集り銘々思ひ／＼に故人の言語行作を演立て譽る故或ハ亡人子供時分の有様を知る者あり或ハ壯年の時を能覚居者あり職業の勤方を話す人もある家内共と付合の様を説人もあり亡人在世中の事ハ能人に知れ甚善仕方なり中にハ又其人の伝を善綴り出版する者もあり其記

したる書物や人に送たる手紙等より重に書述る故其伝を読と其  
為人ハ勿論在世時分の風俗や異事変事等も能分るなり人ありて  
西郷隆盛木戸孝允抔の伝を委敷記さは其人分ハ勿論一新前後の  
國の有様も大に分る事ならん日本の歴史も此迄の様な書方をし  
てハ只天子の歩行廻る事や師さ計りならてハ何にもなく人民一  
体の風俗や產物交易等の有様ハ一寸も知へき様なし國の歴史ハ  
天子の伝にてハなく國民一般の物語たるへきなり日本記とか日  
本政記とか云ふ書物ハ天子の日記か講釈師の軍談の如し

尊父君 武夫

(長閑注記)

「十月三十日達シ日數卅九ヶ日  
十一月十七日此方第十一号ヲ以テ返事」